

## 令和5年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年3回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年3月8日（水）
- 2 招集通知日 令和5年3月8日（水）
- 3 招集日時 令和5年3月20日（月）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名（吉田かつ子委員）
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 5名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	大東	関根 隆二	長沼	小林 弘一
岩瀬	渡邊 聖一						

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 1名（小林弘一委員）

### 10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主事	藤田 紘平

## 11 議 案

議案第 8 号 農用地利用集積計画について

議案第 9 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 12 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 13 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 14 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 7 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 8 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 9 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

報告第 10 号 令和 5 年度須賀川市農業委員会活動予定表について

## 12 その他

13 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

14 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

## 15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が  
就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により  
本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告  
した。

議事録署名委員には、議席番号 9 番 高橋純一 農業委員と 10 番 小枝宏嗣 農業委員  
を指名した。

## 16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 5 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年3月22日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第3回総会

令和5年3月20日(月)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第8号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第12号から第49号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第8号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第8号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第7号について、吉田推進委員よろしく申し上げます。

吉田推進委員 受理番号第7号について説明申し上げます。

3月12日、小枝農業委員と私の2名で譲受人の説明を受けてまいりました。

譲渡人と譲受人は、西川地区の同じ集落の農業者であり、今回対象の水田は、約30年、譲受人が借り受け耕作しておりますが、水利が悪いため、譲受人の水田と1枚にして利便性を図って耕作しております。

譲渡人は、この他の水田も貸しておりますが、返されても耕作が困難であることから、将来を考え、長年耕作している譲受人への売買の運びとなりました。価格については、お互いの協議の上であります。内容については問題ないと思われまますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第3号を渡邊推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第35号を説明申し上げます。

3月15日

3月13日に村上委員、矢部委員、矢吹委員と同行して譲受人を訪問し、内容を確認させていただきました。該当する土地は譲受人の社屋工場と山際に位置する安積疎水の間で独立した進入路もなく、譲受人の社員駐車場

を使って農地の耕作を行っている状況でした。このような状況の中で、譲渡人の方から農地の譲渡が提案され、社員増加に伴う駐車場の拡張の必要性を感じていた譲受人も、周辺農地の譲渡人との交渉を合わせて行いました。その譲渡人にとっても土地の立地条件や農作業の効率性などから、今回の交渉に前向きな姿勢を示されています。譲渡予定の農地の安積疎水脱退費用は譲受人が負担するとのことです。また、譲渡価格については譲渡人と譲受人との話し合いの結果であり、問題の解決に配慮されたものになっているものと思います。

委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第4号を関根推進委員お願いいたします。

関根推進委員 受理番号第4号を説明申し上げます。

3月11日に関根農業委員と熊谷農業委員と私と3人で譲受人から話を伺ってまいりました。譲受人は、あおば町に両親と同居しておりますが、子どもの成長により手狭になったことから自分たちの家を持ちたいと考え、不動産業者からこの土地の情報があり、価格面も納得いくものであるため、今回の申請となりました。許可上問題はないと思われませんが、委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第5号を安田推進委員お願いいたします。

安田推進委員 受理番号第5号を説明申し上げます。

3月17日に大越農業委員、小枝農業委員と共に申請地の調査をしてまいりました。譲渡人に確認したところ、長年休耕しており、太陽光施設として譲受人に土地を貸すことになったとのことです。太陽光施設設置後の除草につきましては、草刈り機を使用するとのことでした。周辺はすでに太陽光発電施設になっており、付近に影響はないものと考えられます。

委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」

許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 12 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 2 号と第 3 号安田推進委員よろしくお願いいたします。

安田推進委員 受理番号第 2 号と 3 号についてご説明申し上げます。

2 月 27 日に大越農業委員、事務局と私で申請地の調査をしてまいりました。資料にある申請内容で相違ないことを確認してきました。当案件の地目変更は、やむを得ないものと思います。

委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 12 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 12 号「現況確認証明申請の適否決定について」議決し許可することといたします。

次に議案第 13 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 9 号、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

申請地は以前の所有者が亡くなり、相続人が財産処分のため他の土地を含

め、売買するにいたり、申請者が令和3年12月に一括して購入した中の土地でありまして、長年耕作していなかったため、山林の様相を呈し、農地として復元して営農を再開することは困難であることから「農地」ではないことの証明書の発行をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第13号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第13号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 5件です。

○ 報告第7号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第8号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第9号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 3件です。

○ 報告第10号「令和5年度須賀川市農業委員会活動予定表について」 1件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局 ● 今後の総会開催予定について西澤局長が説明した。

● 能率給の報酬支払についての説明と活動日誌提出依頼を三島木専門員が行った。

議長 他になければ、これにて令和5年第3回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。